

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月
阿蘇郡西原村

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
第 2	農業経営の規模、生産法式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	9
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	11
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	12
第 6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	13

(1) 利用権設定等促進事業に関する次に掲げる事項

(2) 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(3) 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(4) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保の促進に関する事項

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 西原村は、熊本県の中心都市である熊本市の東方約 20 km、熊本空港から約 5 km、阿蘇外輪山の西斜面に位置し、米を中心に畜産、野菜等を組み合わせた複合経営を行ってきたが、近年、土地基盤の整備の実施や近代化施設の整備が進み、米以外の新しい作物として、甘藷、里芋を中心とし、メロン、トマトなどの施設園芸が定着したが、近年の農産物の価格低迷により新しい作物への転換が検討され栽培に取り組んでいるところである。

今後は、特にこのような施設園芸において、安定的に作付けできる作目・作型を、担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また甘藷、里芋については、消費者ニーズに合致した品種への転換を推進し有利販売を目指すことで農家所得の向上を図るものとする。さらに耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展をめざす。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 西原村の農業構造については、昭和 40 年代の空港開設以来、飛躍的なアクセスの改善により急速な兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が高まり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが兼業農家の高齢化や後継者の不足を理由に貸借を中心とし流動化が進みつつある。

集約的農業である施設園芸については減少傾向が見え始めており、また村特有の局地風による被害や価格の下落により作目の転換を強いられるなど問題を抱えている。このことから契約栽培をはじめとする流通の改善と直売所向けの少量多品目小物野菜や、風害の影響を受けにくい作物などの新規作目への取り組みが急務である。

さらに、外国産をはじめとする産地間競争に打ち勝つために有機栽培への取り組みにより優良作物と既存の作物の差別化を行うための流通の改革を行う。

- 3 西原村は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね 10 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、西原村及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとし、主たる従事者 1 人当り概ね 400 万円を目標所得として、本村農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざす。

- 4 西原村は、将来の西原村農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、西原村は、阿蘇農業協同組合、農業委員会、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興

局農業普及・振興課等で構成された西原村担い手育成総合支援協議会により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。意欲ある農業者の認定農業者への誘導と期間満了の認定農業者の着実な再認定を図るため、経営改善計画の樹立支援を行う。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の西原村担い手育成総合支援協議会が主体となって経営診断や専門家による経営診断の実施により経営改善計画の目標達成を目指す。また認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業支所単位の研修会の開催等を農業普及振興課の協力を受けつつ行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。農業経営の法人化に当たっては法人化に向けた講習会などの啓発活動や個別指導を行う。また農業法人に対しては先進的事例研修会等の実施や、6次産業化などの経営の多角化・複合化の取り組み支援を行う。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、施設型農業については、低コスト、高品質生産と調和を図りながら、機械化、省力化技術の導入、作業環境の改善、ピーク時期の作業の労働力を外部に求めるなどにより、労働時間の短縮、労働強度の軽減など就業条件の改善を進めるとともに、経営管理の合理化や雇用労働をめぐる問題などへの適切な対応を行う。

また、併せて集約的な営農展開を助長するため、農業普及振興課や農業協同組合等と連携を図りながら、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、農業委員を中心に全村的に集団化・連担化した条件で担い手に農用地が集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規程による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、阿蘇農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、生産組織は土地利用型自立経営体の経営補完と兼業農家等で組織する上で、重要な位置付けを持っており、オペレーター育成、受委託の積極的な促進等を行うことにより地域の営農実態等に応じた生産組織を育成するとともに、経営基盤を強化するため、組織の再編や統合によりスケールメリットを活かせる経営規模への拡大や、年間を通じた仕事の創出や農地の有効利用のため、収益性の高い新規作物の導入等を支援する。さらに、その経営の効率化を図ることで組織の経営力強化を図り、体制が整ったものについては地域の実態に応じた法人化を推進する。

特に、中山間地域である旧村河原地区などの組織化が進んでいない地域や認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、村、阿蘇農業協同組合と連携して座談会を開催するなどして地域の合意形成を基本に農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした地域営農組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を目指す。

さらに、村内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請による女性認定農業者の拡大と家族経営協定の普及を図り、収益配分及び経営方針・計画の決定などの内容の充実を図る。あわせて集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

加えて、新たな地域農業の担い手の確保・育成の観点から、農業参入を希望する個人や法人については、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び地域担い手育成総合支援協議会等の関係機関、関係団体と連携協力して情報提供・技術指導等を行うこととする。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指すもののみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくものとする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれらの認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、西原村が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 西原村は、西原村担い手育成総合支援協議会において認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施し、農業所得の最大化に向け、これまでの農地集積や生産・集出荷施設の再編等の取組みを加速化させたいと、限られた労働力の中で、品質・収量の向上及び生産性の高い農業経営の確立に向け、ロボット技術やICT技術等の新技術を最大限に活用できるよう、重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を農業普及振興課の協力を受けつつ、現場の実態に応じたスマート農業を積極的に推進する。また、担い手への農地集積・集約化や高収益作物の導入・定着化、農地の大区画化、汎用化、畑地化・高機能化を推進する。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

- (1) 新規就農の現状

西原村の令和4年の新規就農者は2組2名であり、過去5年間では、新規就農支援関連事業の充実により増加傾向にある。従来からの基幹作物である甘藷等畑作物の産

地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 雇用就農者を含む新規就農者の年間確保目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、西原村は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農者の確保・定着目標や熊本県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標600人を踏まえ、西原村においては年間3人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年間で1増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

西原村及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた西原村の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については熊本県県北広域本部、阿蘇地域振興局農業普及・振興課や阿蘇農業協同組合が重点的な指導を行う。また、研修受け入れについて「農業師匠」の取組等を活用し、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

ア 山西地区

農地のまとまりがあり、ほ場整備が進んでいる山西地区では、従来からの基幹作物である甘藷、里芋を中心とした畑作が主に行われている。新規就農施策を重点的に推進（1～2人程度）する地区として阿蘇農業協同組合、西原村担い手育成総合支援協議会と連携し、甘藷、里芋の栽培技術の指導や販路の確保を行い、新技術の導入など青年層が意欲を持って営農できる環境を整え、将来的にその生産の大部分を安定的な経営体へと成長した農業者が担えるような取組を一体的に進めていく。

イ 河原地区

棚田が中心で狭小不整形な農地が多い河原地区では、農業委員会、阿蘇農業協同組合、地域担い手育成総合支援協議会と連携し、よりほ場条件の良い農地を斡旋するとともに、土地条件に適した作物の選定の支援を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に西

原村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、西原村における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(1) 類型設定の基準

①家族経営

- ア 目標農業所得・・・主たる従事者1人当り概ね400万円以上
- イ 労働時間・・・従事者1人当たり年間2,000時間程度
- ウ 自家労働・・・1経営体当たり経営者を含めて家族従事者（補助的従事者）1～2名及び繁忙期の臨時雇用の確保により、1経営体あたり概ね800万円の所得を目標所得とする。
- エ 雇用労働力・・・雇用労働力、農作業の外部委託を積極的に導入

②法人経営

家族経営の目標とすべき経営水準に達した経営体の次のステップとして規模拡大や経営の高度化等により法人化した場合は次のとおりとする。

- ア 所得・・・主たる従事者1人当り概ね400万円以上
- イ 労働時間・・・従事者1人当たり年間2,000時間程度
- ウ 雇用労働力・・・雇用労働力の導入

(2) 経営類型

①家族経営

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	主要資本設備	経営管理の方法	農業従事の態様
甘藷	<作付面積> 2.8ha <農業所得> 620万円 <労働時間> 1,960時間	・ウイルスフリー苗による高品質化 ・機械化による省力化 ・計画出荷、契約取引による経営安定	・トラクター19馬力・作うね同時マルチ機・収穫機・洗浄機・甘藷貯蔵庫・トラクター30馬力・育苗ハウス	・青色申告の実施 ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離及び自己分析能力の向上 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
水稻・甘藷	<作付面積> 水稻：3.0ha 甘藷：2.3ha <経営面積> 5.3ha <農業所得> 620万円 <労働時間> 2,150時間	甘藷 ・ウイルスフリー苗による高品質化 ・機械化による省力化 ・計画出荷、契約取引による経営安定	・トラクター19馬力・作うね同時マルチ機・収穫機・洗浄機・甘藷貯蔵庫・トラクター30馬力・育苗ハウス	・青色申告の実施 ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離及び自己分析能力の向上 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
甘藷・里芋	<作付面積> 甘藷：2.0ha 里芋：0.8ha	甘藷 ・ウイルスフリー苗による高品質化	・トラクター19馬力・作うね同時マルチ機・収穫機・	・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基

	<経営面積> 2.8ha <農業所得> 636 万円 <労働時間> 2,976 時間	・機械化による省力化 ・計画出荷、契約取引による経営安定 里芋 ・計画出荷、契約取引による経営安定	洗浄機・甘藷貯蔵庫・トラクター30馬力・育苗ハウス	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離及び自己分析能力の向上 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	づく給料制、休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
甘藷・里芋・水稻	<作付面積> 甘藷：1.3ha 里芋：1.0ha 水稻：3.0ha <経営面積> 5.3ha <農業所得> 640 万円 <労働時間> 3,420 時間	甘藷 ・ウイルスフリー苗による高品質化 ・機械化による省力化 ・計画出荷、契約取引による経営安定 里芋 ・計画出荷、契約取引による経営安定	・トラクター19馬力・作うね同時マルチ機・収穫機・洗浄機・甘藷貯蔵庫・トラクター30馬力・育苗ハウス	・青色申告の実施 ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離及び自己分析能力の向上 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
里芋・ほおずき	<作付面積> 里芋：2.0ha ほおずき：0.25ha <経営面積> 2.25ha <農業所得> 620 万円 <労働時間> 5,415 時間	里芋 ・計画出荷、契約取引による経営安定 ほおずき ・適期作業の徹底 ・マルハナバチ導入による品質の向上 ・土壌消毒の徹底	施設ハウス・トラクター19馬力・灌水施設・トラクター30馬力・作うね同時マルチ機	・青色申告の実施 ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離及び自己分析能力の向上 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
いちご・ほおずき	<作付面積> いちご：0.22ha ほおずき：0.05ha <経営面積> 0.27ha <農業所得> 665 万円 <労働時間>	いちご ・省力育苗システムの導入 ・出荷規格の適正化 ・高設栽培による生産性向上と軽作業化 ほおずき ・適期作業の徹底	連棟ハウス・自動開閉装置・灌水施設・加温機・高設栽培システム・育苗施設・トラクター19馬力・	・青色申告の実施 ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離及び自己分析能力の向上 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保

	4,141 時間	・ マルハナバチ導入による品質の向上 ・ 土壌消毒の徹底			
酪農 (単一)	<飼養頭数> 飼育頭数 53 頭 <農業所得> 865 万円 <労働時間> 3,960 時間	・ 衛生管理区域の適正な管理 ・ 飼料畑の集団化 ・ 牛群検定、検定済種雄牛の利用、受精卵移植技術の応用による有料牛の確保 ・ 省力的施設・機械による効率的経営	<資本装備> フリーストール畜舎・ミルクングパーラー方式牛舎・自給飼料生産機械一式・堆肥舎・尿溜槽	・ 青色申告の実施 ・ 複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離及び自己分析能力の向上 ・ 経営の体質強化のための自己資本の充実	・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ 労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・ 農繁期の臨時雇用の確保
肉用牛 (繁殖)	<飼養頭数> 飼育頭数 40 頭 <目標所得> 353 万円 <労働時間> 2,800 時間	・ 衛生管理区域の適正な管理 ・ 飼料用作物の集団化 ・ 牛群検定、検定済種雄牛の利用、受精卵移植技術の応用による優良牛の確保	<資本装備> 繁殖牛用牛舎・育成牛牛舎・トラクター・トラック・ホイールローダー	・ 青色申告の実施 ・ 複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離及び自己分析能力の向上 ・ 経営の体質強化のための自己資本の充実	・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ 労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・ 農繁期の臨時雇用の確保
肉用牛 (一貫)	<飼養頭数> 飼育頭数 42 頭 <目標所得> 462 万円 <労働時間> 1,406 時間	・ 衛生管理区域の適正な管理 ・ 飼料用作物の集団化 ・ 稲WCS、稲わら収集コントラクター利用 ・ 牧野の共同放牧による低コスト、省力化	<資本装備> 繁殖牛用牛舎・育成牛舎・堆肥舎・飼料生産機械一式	・ 青色申告の実施 ・ 複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離及び自己分析能力の向上 ・ 経営の体質強化のための自己資本の充実	・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ 労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・ 農繁期の臨時雇用の確保
肉用牛 (肥育)	<飼養頭数> 飼育頭数 150 頭 <目標所得> 475 万円 <労働時間>	・ 衛生管理区域の適正な管理 ・ 稲WCS、稲わら収集コントラクター利用	<資本装備> ・ 肥育牛舎・堆肥舎・トラック・トラクター・ホイールローダー・作業機械一式	・ 青色申告の実施 ・ 複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離及び自己分析能力の向上	・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ 労働環境の快適化のための農作業環境の改善

	2,100 時間	・牧野の共同放牧による低コスト、省力化		・経営の体質強化のための自己資本の充実	・農繁期の臨時雇用の確保
養豚 (一貫)	<飼養頭数> 繁殖豚 100 頭 <農業所得> 776 万円 <労働時間> 3,960 時間	・畜産環境保全対策の実施 ・衛生管理区域の適正な管理 ・近代装備による過重労力の軽減と生産費の節減	<資本装備> 繁殖豚舎・肥育豚舎・育成豚舎・堆肥舎・尿溜槽・ホイールローダー・フォークリフト・ショベルローダー	・青色申告の実施 ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離及び自己分析能力の向上 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1 に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に西原村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、西原村における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(農業経営の指標の例)

経営 類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本設備	経営管理の 方法	農業従事の 態様
甘藷	<作付面積> 1.2ha <農業所得> 250 万円 <労働時間> 840 時間	・ウイルスフリー苗による高品質化 ・機械化による省力化 ・計画出荷、契約取引による経営安定	・トラクター19 馬力・作うね同時マルチ機・収穫機・洗浄機・甘藷貯蔵庫・育苗ハウス・軽トラック	・青色申告の実施 ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離及び自己分析能力の向上	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
水稻・甘藷	<作付面積> 水稻：1.2ha 甘藷：1.0ha <農業所得> 250 万円 <労働時間> 916 時間	・ウイルスフリー苗による高品質化 ・機械化による省力化 ・計画出荷、契約取引による経営安定	・トラクター19 馬力・作うね同時マルチ機・収穫機・洗浄機・甘藷貯蔵庫・育苗ハウス・軽トラック	・経営の体質強化のための自己資本の充実	
甘藷・里芋	<作付面積> 甘藷：0.5ha	甘藷	・トラクター19 馬力・作うね同時マ		

	里芋：0.8ha 〈経営面積〉 1.3ha 〈農業所得〉 250万円 〈労働時間〉 1,916時間	・ウイルスフリー苗による高品質化 ・機械化による省力化 ・計画出荷、契約取引による経営安定 里芋 ・計画出荷、契約取引による経営安定	ルチ機・収穫機・洗浄機・甘藷貯蔵庫・育苗ハウス・軽トラック		
水稻・里芋	〈作付面積〉 水稻：1.0ha 里芋：1.0ha 〈経営面積〉 2.0ha 〈農業所得〉 250万円 〈労働時間〉 2,150時間	里芋 ・計画出荷、契約取引による経営安定	・トラクター19馬力・作うね同時マルチ機・軽トラック		
水稻・里芋・甘藷	〈作付面積〉 水稻：1.0ha 里芋：0.5ha 甘藷：0.5ha 〈経営面積〉 2.0ha 〈農業所得〉 250万円 〈労働時間〉 1,515時間	甘藷 ・ウイルスフリー苗による高品質化 ・機械化による省力化 ・計画出荷、契約取引による経営安定 里芋 ・計画出荷、契約取引による経営安定	・トラクター19馬力・作うね同時マルチ機・収穫機・洗浄機・甘藷貯蔵庫・育苗ハウス・軽トラック		
里芋・ほおずき	〈作付面積〉 里芋：1.0ha ほおずき：0.05ha 〈農業所得〉 250万円 〈労働時間〉 2,265時間	里芋 ・計画出荷、契約取引による経営安定 ほおずき ・適期作業の徹底 ・マルハナバチ導入による品質の向上	施設ハウス・トラクター19馬力・灌水施設・作うね同時マルチ機・軽トラック		

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 農業を担うものの確保及び育成

本村農業が持続的に発展していくためには、特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産し、魅力ある農村及び地域社会を維持していく事が重要である。そのため、生産性や収益性が高く、持続的で発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や家族経営などの多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。

そこで、本基本構想第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」に即して、認定農業者や認定新規就農者等の担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに農業をしようとする青年等について、村内で安心して就農し定着することができるよう、相談対応・情報提供、農業技術や経営方法等に関する研修の実施、受入れから定着までのサポートなど、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

さらに、家族経営、兼業農家などの多様な経営体について、地域農業の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、円滑な経営継承に向けた支援や地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施する。また、定年後に就農しようとする者が農業を選択できるよう多様な形で農業に関する者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。

このほか、本村における生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えするなどの観点から、外国人材や障がい者等のあらゆる人材を、地域の農業を支える宝と捉え、多様な「人材」の総結集による総合的な人材確保に取り組む。

2 村が行う支援

農業を担うものを幅広く確保するため、村が主体的に行う取組み及び支援は次のとおりとする。

- ① 熊本県など関係機関と連携して、村の農業の魅力、地域ごとの受入態勢、具体的な農業経営や生活のイメージ等について、ホームページ等を活用して積極的に情報発信する。
- ② 新に就農しようとする青年等に対する研修の実施を積極的に実施するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及及び国等の支援の活用を働きかける。
- ③ 認定農業者が経営改善計画を達成できるよう、また認定新規就農者が円滑に認定農業者に移行できるよう、関係機関と連携して巡回指導等を行う。
- ④ 農業大学校において実施される実践的な研修等へ参加を促すとともに、農業を担う者ごとの取組内容に即してきめ細やかなサポートを行う。

3 関係機関との連携

本村は、県関係機関、阿蘇農業協同組合等との緊密な連携をとった支援体制を構築し、就農相談や経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への情報提供、青年の売業者確保育成活動等を推進する。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来に地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積の目標	備考
面のシェア：80% なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。	

(注) 1「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は令和11年度とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農状況の実態等の現状

西原村の山西地区では、水田、畑共にほ場整備が進んでおり、優良な農用地として、水稲、いも類、野菜、飼料用作物、施設園芸等の生産団地として利用されているが、農業従事者の高齢化が進んできており、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積を図り農業の高度化を図る必要がある。

また、河原地区では、棚田及び傾斜のきつい畑が多く小規模な稲作を中心とした兼業農家が多い地域であり、担い手農家等の担い手農家も少なく利用集積が進んでいないことから、耕作放棄地が増加し問題になっている。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び将来の農地利用ビジョン

西原村では、今後10年でさらに農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付け等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組み方針及び関係機関及び関係団体との連携等

西原村の農地利用のビジョン実現を図るため、村内をいくつかの区域に分け、計画的に集落内の話し合いによる合意形成を促すとともに、農地中間管理事業等を活用して、担い手への農地集積を推進する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

西原村は、熊本県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、西原村農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい振興などの特徴を十分踏まて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、設定し、開催にあたっては、他の農業者の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、農業委員会、阿蘇農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を西原村産業課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。

西原村は、地域計画の策定にあたって、熊本県、農業委員会、農地中間管理機構、阿蘇農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととする。

2 西原村は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

①利用権設定等促進事業

②農用地利用改善事業の実施を促進する事業

③委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

④農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

⑤その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

⑥新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 本村においてほ場整備の未実施地区については、県営又は団体営圃場整備事業を継続して推進し、ほ場区画の大型化による高能率の内の集積を計画的に図る。

特に担い手農業者による規模拡大の内の連担的な条件下で圃場整備の完了している地域については効率的な農地の高度利用を図るため、利用権設定等促進事業を推進し、皿に効率的な機械化を含めて生産が行えるよう努める。

イ 営農指導体制の充実を図るために先進的な生産部会を充実し、これを基本に営農の総合的な推進を図るため、各関係機関による総合営農強化対策プロジェクトチームを設置し、指導体制の強化を図る。

さらに、西原村は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

① 利用権設定等促進事業

(1) 利用権設定を受けるものの備えるべき要件

1) 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第 18 条第 2 項第 6 号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 7 項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とする農地所有適格法人をいう。）として利用するための利用権の設定を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実であるなど特別な事業がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことが出来ると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することが出来ると認められること。

2) 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利またはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、（ア）及び（ウ）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることが出来るものとする。

3) 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農協協同組合又は農業協同組合連合会が該当事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、法第 7 条に規定する特例事業及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構または、独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構、独立法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

4) 農地所有適格法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開

発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

5) 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定を行う場合は、1)の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることが出来るものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用主席計画において行われる場合に限るものとする。

6) 1)から6)に定める場合の、ほか利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持ち分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の曾根喜の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持ち分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

1) 西原村は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱について」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

2) 西原村は、1)の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認められるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定期間

1) 西原村は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、賃貸なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要。）

2) 西原村は、（5）の申し出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

3) 西原村は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（５）要請及び申出

- 1) 西原村農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、西原村に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することが出来る。
- 2) 西原村の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることが出来る。
- 3) 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付け地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることが出来る。
- 4) 西原村の全部又は一部をその事業に実施地域とする場合、その事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることが出来る。
- 5) 2)、3) 及び 4) に定める申出を行う場合において、（４）の 3) の規程により定める農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。

（６）農用地利用集積計画の作成

- 1) 西原村は、（５）の 1) の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その養成の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- 2) 西原村は、（５）の 2)、3) 及び 4) の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申し出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- 3) 1)、2) に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、西原村は、農用地利用集積計画を定めることが出来る。
- 4) 西原村は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受けるものを定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべきものの要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1) 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- 2) 1) に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- 3) 1) に規定する者に 2) に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- 4) 1) に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準決済の方法）、利用

権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

5) 1) に来て言いするものが農地所有適格法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事項

ア 貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には賃借を解除する旨の条件

イ その者が、賃借権又は使用賃借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、毎年、農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃借権又は使用賃借による権利の設定を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項をその他撤退した場合の混乱を防止するための取り決め

(7) 農用地を明け渡す際に原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がされないときの損害賠償の取り決め及び担保措置

(エ) 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め

6) 1) に規定する者が移転及び受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持ち分を含む。）その支払（持ち分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

7) 1) に規定する者の農業経営の状況

（８）同意

西原村は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の２）に規定する土地ごとに（７）の１）に規定するもの並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用賃借による権利またはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が 20 年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について 2 分の 1 を超える共有持ち分を有する者の同意が得られていれば足りる。

（９）公告

西原村は、農業委員会の決定を経て農地利利用集積計画を定めたとき又は（５）の 1) の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農地利利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農地利利用集積計画の内容のうち（７）の 1) から 6) までに掲げる事項を西原村の掲示板への刑事により公告する。

（１０）公告の効果

西原村が、（９）の規定による公告をしたときは、その広告に係る農地利利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

（１１）利用権の設定等を受けたものの責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けたものは、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

（１２）紛争の処理

西原村は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

（１３）農地利利用集積計画の取り消し等

1) 西原村の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告があった農地利利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用賃借による権利の設定

を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することが出来る。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上農効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

2) 西原村は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借の解除をしないとき。

イ 1)の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

3) 西原村は、2)の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を西原村の公報に掲載することその他所定の手段により公告する。

4) 西原村が3)の規定による公告をしたときは、2)の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

2 農地中間管理事業等の促進

西原村は、農地中間管理事業の展開を推進し、規模拡大や農用地の集団化などの意欲の高い認定農業者などに対して農用地の利用集積及び面的集積を促進するとともに、新たに農業経営を営もうとする者に対して農業の技術又は経営方法の習得を目的とした研修などを行う事業を推進する。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

西原村は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落を基本としつつ、土地利用の調整が大字や校区、共同乾燥調製施設、旧市町村単位で行われる場合は、当該単位。)とするものとする。

なお、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

（３）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（４）農用地利用規定の内容

①農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

②農用地利用規定においては、①に掲げるすべてに時効についての実行方策を明らかにするものとする。

（５）農用地利用規定の認定

①（２）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を西原村に提出して、農用地利用規定について西原村の認定を受けることが出来る。

②西原村は、申請された農用地利用規定が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規定の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規定の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要なものであること。

ウ （４）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規定が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規定で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③西原村は、②の認定をしたときは、そのむね及び当該認定に係る農用地利用規定を西原村の掲示板への掲示により公告する。

④①から③までの規定は、農用地利用規定の変更についても準用する。

（６）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規定の認定

①（５）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されていないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人になることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 9 条に掲げる要件に該当する者に限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地

利用規程において定めることができる。

②①の規定により定める農用地利用規定においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地利用券の設定等及び農作業の委託に関する事項

③西原村は、②に規定する事項が定められている農用地利用規定について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規定の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定又は農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申請に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規定は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

①(5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の過程がその周辺の当該区域内における農用地の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、農外農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

②①の勧奨は農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の規定がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には当該農用地について利用権の設定又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

①西原村は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

②西原村は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及振興課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（(公財)熊本県農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、西原村担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業

の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

西原村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地里利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事業に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への意向の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受委託料金の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

西原村は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の億世を積極的に推進する。

なお、研修等に通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はもちろん、新たに農業経営を開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても、制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・支援を行うこととする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

さらに、ゆとりある農業経営を切り開くために、各作目の生産専門部会、青壮年部会、婦人部、特に専業農家を中心に経営改善研究グループを設置し、関係機関の協力のもとに、パソコン研修、青色申告研修などの学習機関を設置する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

①西原村は、県下一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって農地中間管理機構が行う事業の実施の促進を図る。

②西原村、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・災害分機能を活かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

西原村は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 西原村は、今後とも農業生産基盤の整備を促進して、水田の有効活用を進めるとともに、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が積極的に農地の集積を図っていく上での条件整備を図る。

イ 西原村は、水田営農活性化対策への積極的な取り組みによって稲作、転作を通じて望ましい経営の育成を図る。地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

ウ 西原村は、農家の経営体質強化と安定的な生産を行うため、優れた経営能力を盛った農家と技術の育成を強化して、高度技術の研修、経営分析を行う担い手農家を育成する。

エ 西原村は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(3) 推進体制等

①事業推進体制等

西原村は、農業委員会、農業普及振興課、農協協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとするとともに、今後、10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

②農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び熊本県農業公社は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、西原村地域担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、西原村は、このような協力の推進に配慮する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取り組みを重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組み

ア 受入環境の整備

阿蘇地域振興局農業普及・振興課、JA阿蘇などと連携しながら、就農相談会を開催し、就農希望者に対し、村内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、村内の農業法人や先進農家の「農業師匠」等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取り組みを実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みを作ること、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取り組み

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

西原村が主体となって熊本県立農業大学校や阿蘇地域振興局農業普及・振興課、指導農業士、JA阿蘇等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・

内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に１回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みを作る。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立する事のないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのためにＪＡ阿蘇青壮年部西原支部への参加を促すとともに、西原村認定農業者協議会との交流の機会を設ける。また、商工会や依山交流館萌の里出荷協議会とも連携して、依山交流館萌の里への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、阿蘇農業協同組合等による阿蘇地域直売ネットワークへの下級の加入の仲介及び当該ネットワークの交流の促進、他産業の経営ノウハウを取得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画書作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

（３）関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供および就農相談については西原村担い手育成総合支援協議会、技術や経営ノウハウについての習得については熊本県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては阿蘇地域振興局農業普及・振興課、ＪＡ組織、西原村認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第６ その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成２６年 ９月 日から施行する。
- 2 この基本構想は、令和 ４年 ４月 １日から施行する。
- 3 この基本構想は、令和 ５年 ９月 １日から施行する。